

京都大学における科学研究費助成事業による研究活動の不正行為について（概要）

1. 案件概要

京都大学 iPS 細胞研究所相談室（以下、「相談室」という。）に、同研究所所属の山水康平特定拠点助教が著者である論文の信憑性について疑義があるとの情報が寄せられた。これを受け、相談室において研究所に保存されていた1次データ（実験機器の測定値をそのままエクセルファイルに写したもの）から論文の一部のグラフの再構成を試みたところ、論文通りのグラフを再現することができず、論文の主張を裏付けることができなかったことから、平成29年7月3日、大学の通報窓口へ通報が行われた。通報を受け、同日にこれを受理し、予備調査委員会を設置して調査を行ったところ、本調査が必要と判断された。

京都大学 iPS 細胞研究所研究公正調査委員会及び京都大学研究公正調査委員会における本調査の結果、当該特定拠点助教は、上記被通報論文1編で捏造、改ざんを行ったと認定された。

2. 調査経過等

- 平成29年10月 6日 第1回 iPS 細胞研究所研究公正調査委員会開催
（以降、平成29年12月28日まで計3回開催）
- 平成29年12月13日 第1回研究公正調査委員会開催
（以降、平成30年1月9日まで計2回開催）
- 平成30年 1月19日 調査報告書提出

3. 調査結果の概要

【不正行為について】

山水康平特定拠点助教は、筆頭・責任著者である1編の論文で捏造、改ざんを行った。

【研究費の支出について】

- (1) 科学研究費助成事業の研究課題について、不正行為があったと認定した論文の謝辞に同課題の記載があるものが1課題あった。当該課題の研究内容・成果と同論文の内容に科学的・学術的な関連性が直接的に認められると判断したが、当該経費により実施された実験等の活動は適正になされており、また、同経費の使用目的には当該不正論文以外の研究活動も認められることから、同課題の研究活動は、研究目的及び研究計画に基づき、適正に遂行されていると判断した。
- (2) 上記(1)の研究課題において、不正行為と直接的に因果関係が認められる不正行為があったと認定した論文の作成過程における論文投稿料等の支出はなかった。同課題に係る支出は適正に使用されたことを確認し、不正使用はなかったと判断した。

[関連する研究課題]

<研究代表者：山水康平特定拠点助教>

・研究課題名	生体機能を有したヒト iPS 細胞由来血液脳関門モデルの構築		
・課題番号	16K19033		
・研究種目	若手研究(B)		
・配分区分	学術研究助成基金助成金		
	配分額	平成28年度	1,950千円
		平成29年度	1,950千円
		計	3,900千円

・ 不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出 なし

4. 機関による措置

(1) 不正行為があったと認定した論文の取り下げ

平成29年12月18日に取り下げを勧告。

(2) 大学における処分の状況

山水康平 京都大学特定拠点助教 調査結果を踏まえ、規定に則り、今後必要な措置をとる。